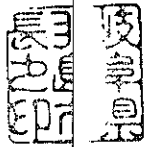


災害時における相互援助協定書



平成19年11月29日

岐阜県羽島市
三重県鈴鹿市

災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、岐阜県羽島市と三重県鈴鹿市が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資機材等の種類、数量
- (3) 必要とする時間
- (4) 希望する場所
- (5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した資機材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 羽島市市民部防災交通課長
- (2) 鈴鹿市生活安全部防災安全課長

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、平成19年11月29日から平成20年11月28日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降同様とする。

平成19年11月29日

岐阜県羽島市長

白木義春



三重県鈴鹿市長

川岸光男



災害時における相互援助協定に関する実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第2 協定に基づく援助活動が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

(職員に要する経費負担等)

第3 協定第5条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等については次のとおりとする。

(1) 援助をした市の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。

(2) 援助をした市の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市が、また、援助を要請した市への往復の途中において生じたものについては、援助をした市が賠償の責を負うものとする。

(援助物資等の経費)

第4 援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(請求方法)

第5 第4で定める経費の請求は、援助をした市の市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市長に請求する。

2 前項の規定により難しいときは、双方が協議して定める。

(その他)

第6 援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

2 援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

災害時における相互援助協定の変更協定

岐阜県羽島市と三重県鈴鹿市は、災害時における協定について平成19年1月29日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第6条第1号中「羽島市市民部防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に、同条第2号中「鈴鹿市生活安全部防災安全課長」を「鈴鹿市危機管理部防災危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

岐阜県羽島市長 松 井 聡



三重県鈴鹿市長 末 松 則 子

